

福県医発第476号(地)
平成20年 5月23日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

医療連携体制推進事業実施要綱の一部改正について

標記の件につきまして、厚生労働省医政局長より日本医師会を通じて別紙のとおり周知方依頼がありました。

本件は、平成18年9月5日付け厚生労働省通知の「医療連携体制推進事業実施要綱」により行われているところですが、今般、実施要綱の一部を改正し、平成20年4月1日より適用することとした旨を通知するものです。

改正内容は、別紙「新旧対照表」のとおりで、「4 事業内容(1)各医療機関の医療機能を適切に情報提供するための事業」の「エ IT(ホームページ、携帯電話等)等の活用による住民向けの情報提供」を「エ 住民向けの受診のあり方等に関する啓発、IT(ホームページ、携帯電話等)等の活用による情報提供」に、「カ 医療機関診療機能データベースの作成」を「カ 医療機関診療機能データベースの作成、医療機能や医療提供体制の分析・評価」にそれぞれ改めております。

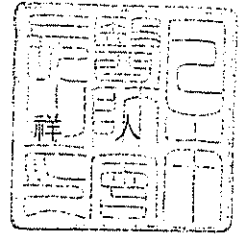
つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事	名取一幸
地域保健副担当理事	毛利康茂
医療情報担当理事	松行眞門
会長	丸山 泉

平成 20 年 5 月 16 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐 澤

医療連携体制推進事業実施要綱の一部改正について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、厚生労働省医政局長より都道府県知事に対し標記通知が発出されるとともに、本会に対してもその同通知が発出されました。

本件は、医療連携体制推進事業実施要綱のうち、「4 事業内容 (1) 各医療機関の医療機能を適切に情報提供するための事業」(以下「4 事業内容 (1)」と略する)の「エ IT (ホームページ、携帯電話等) 等の活用による住民向けの情報提供」を「エ 住民向けの受信のあり方等に関する啓発、IT (ホームページ、携帯電話等) 等の活用による情報提供」に、「4 事業内容 (1)」の「カ 医療機関診療機能データベースの作成」を「カ 医療機関診療機能データベースの作成、医療機能や医療提供体制の分析・評価」とそれぞれ改める旨を通知するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しましてご了知いただきますとともに、管下郡市区医師会への周知方につきましてご高配賜りますようお願い申し上げます。

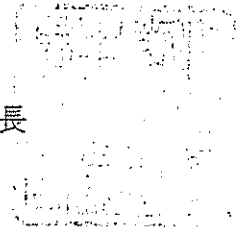


医政発第0507018号の2

平成20年5月7日

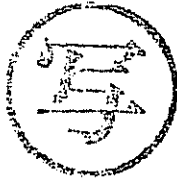
社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長



医療連携体制推進事業実施要綱の一部改正について

標記について、医療連携体制推進事業実施要綱の一部を別紙のとおり改正し、各都道府県知事あてに通知しましたので、御了知方願います。



医政発第0507018号

平成20年5月7日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長

医療連携体制推進事業実施要綱の一部改正について

標記については、平成18年9月5日医政発第0905005号当職通知の別添「医療連携体制推進事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を別紙「新旧対照表」のとおり改正し、平成20年4月1日より適用することとしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

<別紙>

医療連携体制推進事業実施要綱の一部改正について

現 行	改 正 後
医療連携体制推進事業実施要綱 1 目的 本事業は、主要な事業（がん対策、脳卒中対策、急性心筋梗塞対策、糖尿病対策、救急医療対策、災害医療対策、へき地医療対策、周産期医療対策、小児救急医療を含む小児医療対策など）ごとの医療連携提供体制を構築することを目的とする。 2 実施主体 本事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、都道府県は、地域医師会等に委託することができることとする。 3 実施地域 本事業の実施地域については、従来の二次医療圏にしばられるものではなく、1で掲げている主要な事業ごとに完結する地域とする。 4 事業内容 都道府県は、主要な事業ごとの医療連携体制を構築するために必要な下記の事業を行うものとする。 (1) 各医療機関の医療機能を適切に情報提供するための事業 急性期から回復期、在宅医療に至るまでの適切な医療サービスが切れ目なく提供するための事業 ア 主要な事業ごとの具体的な治療連携計画による機能分担 イ かかりつけ医相談窓口の設置 ウ 医療連携窓口の設置 エ <u>I T（ホームページ、携帯電話等）等の活用による住民向けの情報提供</u> オ I T（電子メール、ホームページ、電子カルテ）等の活用による	医療連携体制推進事業実施要綱 1 目的 本事業は、主要な事業（がん対策、脳卒中対策、急性心筋梗塞対策、糖尿病対策、救急医療対策、災害医療対策、へき地医療対策、周産期医療対策、小児救急医療を含む小児医療対策など）ごとの医療連携提供体制を構築することを目的とする。 2 実施主体 本事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、都道府県は、地域医師会等に委託することができることとする。 3 実施地域 本事業の実施地域については、従来の二次医療圏にしばられるものではなく、1で掲げている主要な事業ごとに完結する地域とする。 4 事業内容 都道府県は、主要な事業ごとの医療連携体制を構築するために必要な下記の事業を行うものとする。 (1) 各医療機関の医療機能を適切に情報提供するための事業 急性期から回復期、在宅医療に至るまでの適切な医療サービスが切れ目なく提供するための事業 ア 主要な事業ごとの具体的な治療連携計画による機能分担 イ かかりつけ医相談窓口の設置 ウ 医療連携窓口の設置 エ <u>住民向けの受診のあり方等に関する啓発、I T（ホームページ、携帯電話等）等の活用による情報提供</u> オ I T（電子メール、ホームページ、電子カルテ）等の活用による

現 行	改 正 後
診療連携 カ 医療機関診療機能データベースの作成 キ その他 (2) 地域の医療従事者などの人材養成に向けての事業 ア 医療従事者向けの研修会の実施 イ 合同症例検討会の実施 ウ その他 5 協議会の設置 (1) この事業の円滑な推進を図るため、事業実施地域ごとに医療連携体制協議会を設置し、医療計画と整合性のある運営に努めるものとする。 (2) 医療連携体制協議会の構成は、住民、診療に関与する者、保健事業を実施する者、介護サービス事業者、地域医師会、都道府県、保健所、市町村等に所属するものから構成するものとする。 6 経費の負担 都道府県がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が定める「医療提供体制推進事業費補助金交付要綱」に基づき、事業内容を勘案の上、予算の範囲内で国庫補助を行うこととする。 7 その他 (1) 都道府県は、この事業を実施するにあたり都道府県医師会と協議を行うものとし、地域医師会等の協力を得て、実施するものとする。 (2) 都道府県は、別に定めるところにより、事業の実施状況等を厚生労働大臣に報告するものとする。	診療連携 カ 医療機関診療機能データベースの作成、医療機能や医療提供体制の分析・評価 キ その他 (2) 地域の医療従事者などの人材養成に向けての事業 ア 医療従事者向けの研修会の実施 イ 合同症例検討会の実施 ウ その他 5 協議会の設置 (1) この事業の円滑な推進を図るため、事業実施地域ごとに医療連携体制協議会を設置し、医療計画と整合性のある運営に努めるものとする。 (2) 医療連携体制協議会の構成は、住民、診療に関与する者、保健事業を実施する者、介護サービス事業者、地域医師会、都道府県、保健所、市町村等に所属するものから構成するものとする。 6 経費の負担 都道府県がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が定める「医療提供体制推進事業費補助金交付要綱」に基づき、事業内容を勘案の上、予算の範囲内で国庫補助を行うこととする。 7 その他 (1) 都道府県は、この事業を実施するにあたり都道府県医師会と協議を行うものとし、地域医師会等の協力を得て、実施するものとする。 (2) 都道府県は、別に定めるところにより、事業の実施状況等を厚生労働大臣に報告するものとする。

(別 添)

医政発第 0905005 号
平成 18 年 9 月 5 日
一部改正 医政発第 0507018 号
平成 20 年 5 月 7 日

医療連携体制推進事業実施要綱

1 目的

本事業は、主要な事業（がん対策、脳卒中对策、急性心筋梗塞対策、糖尿病対策、救急医療対策、災害医療対策、へき地医療対策、周産期医療対策、小児救急医療を含む小児医療対策など）ごとの医療連携提供体制を構築することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、都道府県は、地域医師会等に委託することができることとする。

3 実施地域

本事業の実施地域については、従来の二次医療圏にしばられるものではなく、1で掲げている主要な事業ごとに完結する地域とする。

4 事業内容

都道府県は、主要な事業ごとの医療連携体制を構築するために必要な下記の事業を行うものとする。

(1) 各医療機関の医療機能を適切に情報提供するための事業

急性期から回復期、在宅医療に至るまでの適切な医療サービスが切れ目なく提供するための事業

ア 主要な事業ごとの具体的な治療連携計画による機能分担

イ かかりつけ医相談窓口の設置

ウ 医療連携窓口の設置

エ 住民向けの受診のあり方等に関する啓発、I T（ホームページ、携帯電話等）等の活用による情報提供

オ I T（電子メール、ホームページ、電子カルテ）等の活用による診療連携

カ 医療機関診療機能データベースの作成、医療機能や医療提供体制の分析・評価

キ その他

(2) 地域の医療従事者などの人材養成に向けての事業

ア 医療従事者向けの研修会の実施

イ 合同症例検討会の実施

ウ その他

5 協議会の設置

(1) この事業の円滑な推進を図るため、事業実施地域ごとに医療連携体制協議会を設置し、医療計画と整合性のある運営に努めるものとする。

(2) 医療連携体制協議会の構成は、住民、診療に関与する者、保健事業を実施する者、介護サービス事業者、地域医師会、都道府県、保健所、市町村等に所属するものから構成するものとする。

6 経費の負担

都道府県がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が定める「医療提供体制推進事業費補助金交付要綱」に基づき、事業内容を勘案の上、予算の範囲内で国庫補助を行うこととする。

7 その他

(1) 都道府県は、この事業を実施するにあたり都道府県医師会と協議を行うものとし、地域医師会等の協力を得て、実施するものとする。

(2) 都道府県は、別に定めるところにより、事業の実施状況等を厚生労働大臣に報告するものとする。